

開催日時

2022年6月21日(火曜日)午前10時(受付開始:午前9時)

開催場所

コングレスクエア日本橋 2階 コンベンションホールAB

議案

第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件

新型コロナウイルス感染防止のため、株主の 皆さまにおかれましては、可能な限り、書面 による議決権行使をお願い申しあげます。

> 株主総会当日のお土産はございません。 何とぞご了承ください。

目次

ごあいさつ	1
第90期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	5
第2号議案 取締役6名選任の件	7
第3号議案 監査役1名選任の件	
事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	17
2. 会社の株式に関する事項	25
3. 会社の新株予約権等に関する事項	26
4. 会社役員に関する事項	26
5. 会計監査人の状況	31
6. コーポレート・ガバナンス体制について	33
7. 剰余金の配当等の決定に関する方針	34
連結計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
監査報告書	39



日水製薬株式会社

証券コード:4550

ごあいさつ



株主の皆さまには、日頃より格別のご高配を賜り厚く 御礼申しあげます。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に罹患された方々および関係者の皆さまに、謹んでお見舞い申しあげますとともに、医療従事者、行政をはじめ感染の拡大防止にご尽力されている皆さまに深く感謝申しあげます。

さて、第90期連結会計年度(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)の事業の経過およびその成果に つきまして、ここにご報告申しあげます。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層の ご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

2022年6月

代表取締役社長執行役員 小 野 徳 哉

経営の基本方針

長期的に持続的成長をする企業

- ・品質向上を追求し、経営理念を全うすること
- ・時代の求める魅力ある個性的な製品を提供すること



イノベーションポリシー(Sustainable Innovation)

- ・オープンイノベーションの中で新たなビジネスを牛み出すこと
- ・既存の製品にIT技術を活用した新たなサービスを加え、グローバルに提供していくこと

敬具

株主各位

東京都台東区上野三丁目24番6号

(証券コード:4550) 2022年6月6日

日水製薬株式会社

代表取締役 野 社長執行役員

第90期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りまことにありがとうございます。

さて、当社第90期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。 なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6 月20日(月曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

記

2022年6月21日 (火曜日) 午前10時 1. 日 時

2. 場 所 東京都中央区日本橋一丁月3番13号 東京建物日本橋ビル コングレスクエア日本橋 2階 コンベンションホールAB 議決権行使につきまして、 3~4ページを必ずご一読ください。

3. 会議の目的事項

報告事項 1. 第90期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告および連結計算書類ならびに会計監査 人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

第90期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件

定款一部変更の件 決議事項 第1号議案

> 取締役6名選任の件 第2号議案

> 監査役1名選任の件 第3号議案

4. 招集にあたっての決定事項

当社は、以下の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(https://www.nissui-pharm.co.jp)に掲載しております ので、法令および当社定款第16条の規定に基づき、本招集ご通知の添付書類には、当該事項は記載しておりません。

(1) 事業報告の以下の事項

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

- (2) 連結計算書類の以下の事項
 - ①連結株主資本等変動計算書
 - ②連結注記表
- (3) 計算書類の以下の事項
 - ①株主資本等変動計算書
 - ②個別注記表

》当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきます。 ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサ イト(https://www.nissui-pharm.co.jp)に掲載させていただきます。

株主総会終了後の中期経営計画説明会は中止とさせていただきます。

議決権行使についてのご案内

5ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、 以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

● 株主総会への出席 ●



株主総会開催日時

2022年6月21日(火曜日) 午前10時〔受付開始 午前9時〕

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、 会場受付にご提出ください。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主 の方1名に委任する場合に限られます。

なお、この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

● 書面による議決権行使 ●



行使期限

2022年6月20日 (月曜日) 午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否 をご表示いただき、行使期限までに当社株主 名簿管理人に到着するようご返送ください。

※各議案に対し賛否の表示がない場合は、賛成のご表示があったものとして取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20.0120-782-031(平日午前9時から午後5時まで)

新型コロナウイルス感染防止に係る対応

新型コロナウイルス感染防止に係る対応として、第90期定時株主総会につきましては、昨年同様、「書面による事前の議決権行使」を株主の皆さまに強く推奨いたします。

株主の皆さまにおかれましては、ご自身ならびに周囲の方の安全確保を第一に、株主総会当日のご出席についてはご来場を可能な限りお控えいただきますよう、何とぞよろしくお願い申しあげます。

なお、株主総会においては、以下のような対応となりますことをあらかじめご承知おきください。

(1) 議事の簡素化による開催時間短縮

株主総会の円滑かつ短時間での進行のため、以下のとおり議事を簡素化いたします。

- ・報告事項(監査報告を含む)の簡略化
- 株主さまご質問を1名1問のみとする
- ・中期経営計画説明会の中止

(2) 体調不良者の入場拒否、退場要請

体調の優れない株主さまのご入場につきましては、お断りさせていただく場合がございます。

また、ご入場後であっても、議長判断によりご退場をお願いすることがございます。

(3) アルコール消毒

アルコール消毒剤を会場入口等に設置しております。 ご来場の際は積極的にご利用くださいますようお願い申しあげます。

(4) マスク着用

出席役員およびスタッフ全員がマスクを着用いたします。 また、株主さまにも可能な限りマスクのご着用をお願い申しあげます。

(5) ソーシャルディスタンス

株主さまの座席につきましては、席間距離を空けて配置いたします。 他の株主さまとの接触は避けるようお願いいたします。

(6) 事前質問の受付

当社ホームページにて、株主の皆さまからのご質問をお受けさせていただきます。詳しくは下記 URL もしくは QR コードよりご確認ください。

(7) 情報開示

当社の中期経営計画ならびに最新の経営成績等に関しましては、当社ホームページにてお知らせさせていただきます。

そのほか、最新の対応状況につきましては、当社ホームページにて随時更新してまいります。 下記 URL もしくは QR コードよりご確認いただきますようお願い申しあげます。

https://www.nissui-pharm.co.jp/ir/stocks_bonds/meeting.html



体調の優れない方は ご来場をお控えください



株主さまのご体調により、 会場へのご入場をお断りす る場合がございます



役員、スタッフはマスク 着用にて参加いたします



株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものです。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、 法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	第16条 (電子提供措置等) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である 情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの 全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した 株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新設)	(附則) 1. 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役 小野徳哉、斎藤 伸、山下伸也、柴崎栄一、加藤和則、米倉淳一郎の6名が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。 取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号		氏	名	現在の当社における 地位および担当	取締役会出席比率
1	小野	徳哉	再任	代表取締役(社長執行役員)	100% (16回中16回)
2	斎藤	伸	再任	取締役(執行役員 子会社担当兼営業統括部長兼海外営業部長)	100% (16回中16回)
3	やました	伸也	再任 非業務 執行	取締役	83.3% (12回中10回)
4	柴崎	えいいち	再任 社外 独立	取締役	100% (16回中16回)
5	加藤	かずのり 和則	再任 社外 独立	取締役	100% (16回中16回)
6	米倉湾	東んいちろう	再任 社外 独立	取締役	100% (16回中16回)

1

小野 徳哉

● 生年月日 1962年9月12日生 (満59歳)

再任



所有する当社の株式の数 49.222株

● **重要な兼職**一般社団法人
日本臨床検査薬協会 会長

略歴、地位、担当

1986年 4 月 当社入社

2010年6月 同執行役員 診断薬マーケテ

ィング部長

2011年6月 同取締役執行役員 事業企画

推進室長

2013年 4 月 同取締役専務執行役員 事業

企画推進室長

2014年 4 月 同

同代表取締役専務執行役員

営業・生産・研究部門管掌

2014年 6 月 同代表取締役社長執行役員 現在に至る

2018年5月 一般社団法人 日本臨床検査

薬協会会長 現在に至る

取締役候補者とした理由

小野徳哉氏は、主に診断薬事業部門を経て、2010年に執行役員に就任後、2011年より取締役執行役員、2013年より取締役専務執行役員、2014年より代表取締役社長執行役員を務めており、当社における経営全般の管理・監督機能を担ってまいりました。以上のことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2

斎藤

伸

● 生年月日 1962年6月22日生 (満59歳)





所有する当社の株式の数 6,833株

重要な兼職なし

略歴、地位、担当

1985年 4 月 当社入社 2009年 4 月 同医薬営業部長

2010年 6 月 同執行役員医薬マーケティン

グ部長

2016年 6 月 日水製薬医薬品販売株式会社

取締役営業部長

2017年10月 同社へ転籍

2019年6月

2018年 4 月 同社取締役医薬営業部長

当社取締役執行役員 営業本

部長

2022年 4 月 同取締役執行役員 子会社担

当兼営業統括部長兼海外営業

部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

斎藤 伸氏は、当社グループにおいて展開していた一般用医薬品に関する事業分野での営業部門の執行役員および取締役を務めた後、2019年より当社取締役執行役員を務めております。これまでの経験を活かし、当社における営業部門の管理・監督、ならびにグループ会社の経営状況の監督を行っております。以上のことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。



● 生年月日 1959年6月30日生 (満62歳)

に至る







- 所有する当社の株式の数 ()株
- 重要な兼職 日本水産株式会社 取締役執行役員 ファインケミカル事業 執行委嘱、R&D部門管掌

略歴、地位、担当

1983年 4 月	日本水産株式会社入社	2020年 3 月	同社執行役員 技術開発部・
1997年 4 月	同社中央研究所 医薬研究室		商品開発部・中央研究所・食
	長		品分析部担当
2007年3月	同社中央研究所長	2021年3月	同社執行役員 R&D部門管
2016年 6 月	同社執行役員 中央研究所長		掌、食品分析部担当
	委嘱、東京イノベーションセ	2021年6月	同社取締役執行役員 ファイ
	ンター担当		ンケミカル事業執行委嘱、
			R&D部門管掌 現在に至る
		2021年6月	当社非業務執行取締役 現在

取締役候補者とした理由

山下伸也氏は、当社の親会社である日本水産株式会社において取締役執行役員としてファイン ケミカル事業および食品、医薬品の研究開発に係る経験と見識を有しており、その豊富な経験 と見識を活かして当社の経営および研究開発に関する助言・監督等を行っていただくことを期 待しております。以上のことから、非業務執行取締役としての職務を適切に遂行できるものと 判断いたしました。

(注) 1.候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。 2.山下伸也氏は、当社の親会社である日本水産株式会社の取締役執行役員ファインケミカル事業執行委嘱、 R&D部門管掌です。

4

半崎

業のいち

生年月日 1956年5月24日生(満66歳)









略歴、地位、担当

1984年 4 月 東京地方検察庁検事 1988年 4 月 浦和地方検察庁検事 1989年 3 月 浦和地方検察庁検事退官 1989年 4 月 弁護士登録 現在に至る

1997年 6 月 当社社外監査役

2009年6月 同社外取締役 現在に至る

- 所有する当社の株式の数 112.594株
- 重要な兼職 弁護十

社外取締役候補者とした理由

柴崎栄一氏は、長年にわたり法律事務所を運営し、弁護士として法的な知識と経験を有しており、専門家として客観的視点から会社の経営に関する助言ならびに監督等を行っております。また、当社の社外取締役および非業務執行取締役によって構成される社外取締役会議ならびに指名・報酬委員会において議長および委員長を務めております。当社は同氏に対し、弁護士としての知識と経験に基づく企業戦略とコンプライアンスの調和、法令に基づく企業防衛に関する助言、営業取引における適正化の確保を行うことを期待しております。以上のことから、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。なお、柴崎栄一氏は、本総会終結の時をもって、社外監査役に就任した後12年、社外取締役に就任した後13年通算25年となります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 柴崎栄一氏は、社外取締役候補者です。

和則

生年月日 1963年3月9日生(満59歳)









略歴、地位、担当

1999年5月 国立がんセンター研究所 薬 2011年4月 東洋大学 理工学部 教授

効試験部室長

2002年4月 札幌医科大学 医学部 助教 2011年4月

順天堂大学大学院 医学研究

現在に至る

科 客員教授

2009年5月 順天堂大学 医学部 准教授 2016年6月 当社社外取締役 現在に至る

- 所有する当社の株式の数 ∩株
- 重要な兼職 東洋大学 理工学部 教授

社外取締役候補者とした理由

加藤和則氏は、長年にわたり大学や研究機関において基礎医学・臨床医学分野の研究を行って おり、当社が標榜する「オープンイノベーション」による大学や研究機関、ベンチャー企業と の共同研究・共同開発等への助言・監督等を主に行っております。当社は同氏に対し、これま での産学連携の共同開発研究の経験を生かして、再生医療等製品や検査薬製品に関する国内外 の市場ニーズ等の情報提供および助言、ならびに前述の「オープンイノベーション」推進に係 る新たなシーズ探索や実用化開発に関する助言を期待しております。以上のことから、今後も 社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。 なお、加藤和則氏は、本総会終結の時をもって、社外取締役に就任した後6年となります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 加藤和則氏は、社外取締役候補者です。

6

米倉淳一郎

● 生年月日 1981年3月13日生(満41歳)









所有する当社の株式の数 〇株

● 重要な兼職

株式会社コーポレイトディレクション Executive Consultant, Group Board Member 国立大学法人東京医科歯科大学 オープンイノベーション機構 クリエイティブアソシエイト

略歴、地位、担当

2008年 4 月 株式会社コーポレイトディレ

クション入社

2015年 1 月 同社プリンシパル

2017年6月 リーダー電子株式会社 社外

取締役

2019年 4 月 国立大学法人東京医科歯科大

学オープンイノベーション機 構 クリエイティブアソシエ

イト 現在に至る

2020年6月2020年6月

当社社外取締役 現在に至る 株式会社コーポレイトディレ

クション

Executive Consultant, Group Board Member

現在に至る

社外取締役候補者とした理由

米倉淳一郎氏は、現任である経営コンサルタントとしての知識と経験、また国立大学法人東京 医科歯科大学オープンイノベーション機構における産学連携に係る見識を有しており、これら の豊富な経験と見識は当社の経営への助言・監督ならびに当社が標榜する「オープンイノベーション」のさらなる推進に寄与しうるものと考えております。当社は同氏に対し、現任である 経営コンサルタントとしての知識と経験に基づく当社の経営に対する助言・監督、ならびに当 社取締役会等の場において、アカデミアや他社との連携を通じた事業戦略策定ならびに事業展開に関する助言を行うことを期待しております。以上のことから、今後も社外取締役としての 職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

なお、米倉淳一郎氏は、本総会終結の時をもって、社外取締役に就任した後2年となります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 米倉淳一郎氏は、社外取締役候補者です。

- (注) 1. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結できる旨定款に規定しており、その内容の概要は、当該取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、法令が定める額を限度として損害賠償責任を負い、その責任限度が認められるのは、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られるとするものです。当社は、山下伸也、柴崎栄一、加藤和則および米倉淳一郎の4氏との間で当該契約を締結しており、4氏が取締役に選任された場合は、引き続き同様の契約を締結する予定です。
 - 2. 当社は、柴崎栄一、加藤和則および米倉淳一郎の3氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定です。
 - 3. (ご参考) 当社の取締役は、当社の親会社である日本水産株式会社が保険会社と締結した、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約の被保険者です。当該保険契約においては、被保険者が職務の執行に関し負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する損害賠償金及び訴訟費用等の損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます)の損害を填補することとしております。各候補者は、再任または選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時にも引き続き当該保険契約の被保険者とすることを予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 土岐和平氏が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は次のとおりです。

候補者

土岐 和平

● 生年月日 1954年7月25日生 (満68歳)





略歴、地位

1997年 4 月

2012年 4 月

1979年 6 月 当社入社

当社人社

同名古屋診断薬営業所長 同内部統制推進室長 2014年 6 月

同監査役 現在に至る

2016年 6 月 日水製薬医薬品販売株式会社

監査役

- 所有する当社の株式の数 2.749株
- **重要な兼職** なし

監査役候補者とした理由

土岐和平氏は、主に診断薬営業部門、内部統制部門を経て2014年より常勤監査役(任期4年)を2期にわたり務めました。在任中においては、各取締役および執行役員に対し定期的なヒアリングを行うなど、コーポレート・ガバナンス体制の構築・維持に重要な役割を果たすとともに、会計監査人および内部統制部門との連携強化に努めました。以上のことから、今後も監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 当社は、監査役との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結できる旨定款に規定しており、その内容の概要は、当該監査役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、法令が定める額を限度として損害賠償責任を負い、その責任限度が認められるのは、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られるとするものです。当社は、土岐和平氏が監査役に選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定です。
 - 2. (ご参考) 当社の監査役は、当社の親会社である日本水産株式会社が保険会社と締結した、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約の被保険者です。当該保険契約においては、被保険者が職務の執行に関し負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する損害賠償金及び訴訟費用等の損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます)の損害を填補することとしております。土岐和平氏が監査役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時にも引き続き当該保険契約の被保険者とすることを予定しております。

以上

事業報告 2021年4月1日から2022年3月31日まで

1 企業集団の現況に関する事項

■(1)事業の経過およびその成果

当社グループでは経営方針として掲げている「長期的に持続的成長をする企業」の実現に向けて、現中期経営計画の重要課題として挙げた「利益ある成長」「新たな企業イメージの醸成」「ステークホルダーへの還元」に対して、事業の拡大、原価低減・業務効率化等のコスト削減、異業種テクノロジーの活用を推進しました。

連結経営成績では、売上高は前連結会計年度が119億71百万円に対し当連結会計年度は166億57百万円(前連結会計年度から46億86百万円増加、前連結会計年度比39.1%増加)となりました。利益面におきましては、営業利益は前連結会計年度が8億4百万円に対し当連結会計年度は15億64百万円(前連結会計年度から7億59百万円増加、前連結会計年度比94.4%増加)、経常利益は前連結会計年度が9億56百万円に対し当連結会計年度は15億93百万円(前連結会計年度から6億37百万円増加、前連結会計年度比66.6%増加)、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度が6億56百万円に対し当連結会計年度は11億46百万円(前連結会計年度から4億90百万円増加、前連結会計年度比74.7%増加)となりました。

要因として、基幹病院や検査センターへの販売は、深在性真菌症の補助診断キット「ファンギテック®Gテスト」シリーズの拡売(前連結会計年度比:39.4%増加)等に伴う既存製品の持ち直しとともに、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)遺伝子検査薬の販売が大きく寄与しており、前連結会計年度に比べ当連結会計年度の売上は好調に推移いたしました(前連結会計年度比:55.2%増加)。

また、食品・製薬企業への販売は、経済活動の自粛および消費の減少等が見受けられるものの、前連結会計年度に比べ当連結会計年度の売上は増加いたしました(前連結会計年度比:6.5%増加)。

海外販売においては、ワクチン接種普及に伴う経済活動の再開の影響もあり、前連結会計年度に比べ当連結会計年度の売上は回復傾向となりました(前連結会計年度比:17.1%増加)。

■ 当社事業分野ごとの取り組みと売上推移(ご参考)

「新型コロナウイルス変異検出コアキット」 および「N501Y プライマー /プローブセット」 (島津製作所製) 発売

2021年5月

バイオ・ラッド ラボラトリーズ(株)との ディストリビューター契約締結

2021年6月

2022年3月期 連結売上高 166億57百万円 (前期比39.1%増)

売上高および前年同期比(連結)

単位:百万円

	事業分野	1Q	1Q~2Q	1Q~3Q	1Q~4Q
1	国内市場向け 臨床診断薬 (コロナ関連)	1,702	3,387	4,149	6,800
2	国内市場向け 臨床診断薬 (既存)	1,323	2,676	4,080	5,407
3	国内市場向け 産業検査薬 (CC含む)	785	1,620	2,423	3,147
4	海外市場向け 製品等	372	682	956	1,302
	全体	4,183 (205.8%)	8,366 (168.9%)	11,609 (139.0%)	16,657 (139.1%)

※前年同期比の数値は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を遡及適用し計算しております。

2021年12月

1

新型コロナウイルス オミクロン変異株の 効率的な検出に有効な 「E484A プライマー /プローブセット」受注開始

再生医療分野細胞培養関連 ・サービスサイトの公開

2021年10月

الق

4

当期実績 (連結)

売上高 166億57百万円

営業利益 15億64百万円

経常利益 15億93百万円

親会社株主に帰属する 当期純利益 11億46百万円

▶ 診断薬事業

<臨床診断薬>

診断用薬の製造、仕入、販売および検査 用機器・器材他の仕入、販売をしており ます。

<産業検査薬>

食品・環境分野における検査用薬の製造、仕入、販売および検査用機器・器材他の仕入、販売をしております。 <細胞培養・再生医療関連> 細胞培養用培地およびヒト細胞安全性確

細胞培養用培地およびヒト細胞安全性催 認試験製品等の製造、仕入、販売をして おります。



Ampdirect™ 2019-nCoV検出キット (島津製作所)

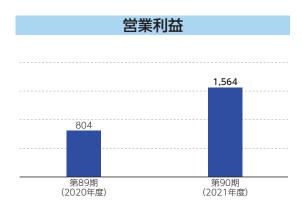


菌数測定用乾式 簡易培地 コンパクトドライ®シリーズ

- ※1 AmpdirectTMは株式会社島津製作所の登録商標です。
- ※2 TRCReady®は日本およびその他の国における東ソー株式会社の登録商標です。

決算ハイライト* 通期 連結 (単位:百万円)







TRCReady® SARS-CoV-2 (東ソー)



潰瘍性大腸炎 病態把握補助検査キット カルプロテクチン POCT モチダ





水中大腸菌・大腸菌群 測定・検査用培地 ECブルー「ニッスイ」

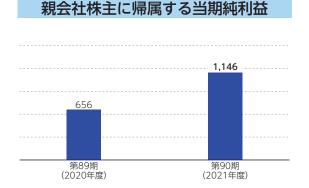
国内販売では、基幹病院や検査センター、食品企業や製 薬企業へ向けて、Web会議・ITツールなどを活用し、検査 機器、各種試薬、培地、および再生医療等関連製品の営業 活動を展開しました。なお、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 遺伝子検査薬につきましては、「Ampdirect™ 2019-nCoV検出キット」(株式会社島津製作所) および 「2019新型コロナウイルス RNA 検出試薬 TRCReady® SARS-CoV-2 i」(東ソー株式会社) が売上に大きく貢献し ました。また、新たな変異株として拡大しているオミクロ ン株の特徴的な変異(E484A変異)を検出できる遺伝子検 査薬「E484Aプライマー/プローブセット」(研究用試薬: 株式会社島津製作所)の販売も開始しました。引き続き新 型コロナウイルス感染症(COVID-19)遺伝子検査薬の迅 速かつ安定的な供給体制を図り同感染症拡大防止へ貢献す べく努めてまいります。また、再生医療分野では、当社関 連製品・サービスに関する情報発信の場として、再生医療 分野細胞培養関連サービスサイト (Cell Culture サイト) を公開しました。今後当該サイトには製品・サービスの情 報を掲載するだけでなく、定期的に開催しているセミナー とそのアーカイブ、技術的な情報、法律・ガイドラインや 関連分野のコラム記事など、お客様の役に立つ情報を発信 していく場として、より一層充実させてまいります。

海外販売については、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響により、海外渡航が制限されている状況が続く中、Web会議を実施して海外代理店とのコミュニケーションと情報収集強化を実施し、地域ごとにWeb広告を出稿しオンラインでの集客を継続してまいりました。

マイコプラズマ 遺伝子検出キット Myco Finder®

> ※当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、 第89期の経営成績については、当該基準を遡及適用した後の数値を記載しております。



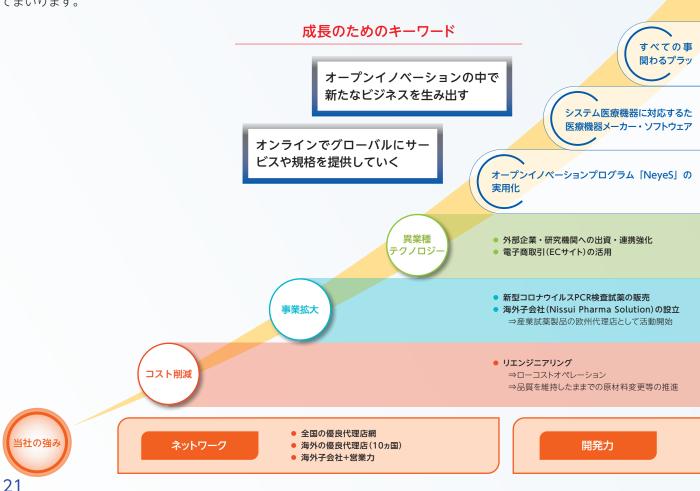


■ (2)対処すべき課題

2019年度を起点とする中期経営計画においては、「オープンイノベーションの中で新たなビジネスを生み出す」「オンラインでグローバルにサービスや規格を提供していく」ことをキーワードに、「事業拡大」「コスト削減」「異業種テクノロジー」にそれぞれ取り組んでまいりました。

当社では、経営方針として掲げている「**長期的に持続的成長する企業**」の実現に向けて、2022年度を起点とする3ヵ年の中期経営計画を新たに策定いたしました。

中長期的に目指すべき「ありたい姿」を達成するための足がかりとして、引き続き「オープンイノベーションの中で新たなビジネスを生み出す」「オンラインでグローバルにサービスや規格を提供していく」をキーワードに、事業活動を推進してまいります。



目指す 社会への貢献 Next 「ありたい姿」 TechVision! Nissui Pharma. 新領域への 展開 挑戦

【社会への貢献】

- サステナビリティ経営へのシフト
- ・微生物検査の知見・技術を活かしたAMR対策への貢献

【グローバル展開の加速】

- ・コンパクトドライ®の全世界流通
- ・否定試験製品の海外展開
- ・現地ニーズに合致した独自モデル製品の提供
- ・プラットフォームによる収益モデル構築

【新領域への挑戦】

・新しい技術によって新たなシナジーの創出を目指す

業に トフォームの構築

- サービスを定型化し、世界に提供
 - ⇒同一プラットフォーム内で複数事業を展開
 - ⇒Ni-QCSをベースとしたオンラインプラットフォーム 活用によるサービスの収益化
- ECビジネスの推進 (収益性の改善)





めの メーカーとの連携

- 他社との協業・多剤耐性菌(AMR)対策
 - ⇒次世代迅速感受性試験ビジネスの展開
 - ⇒微生物同定事業
 - ⇒PCR検査装置を活用した感染症検査事業
- 在宅医療・超高齢化社会への準備 ⇒OTC検査薬
- 食品分析受託事業の展開



新・中期経営計画



⇒3年以内の実用化を目指す



バーチャル展示会の活用 (海外ユーザーとの関係構築)

- Web代理店会
- 各種ウェビナーの開催 (集合型からの転換)
- コンパクトドライ®シリーズの国際認証取得拡大 (米国AOAC、欧州Microvalの取得更新)
- オンラインプラットフォームを基盤とした 精度管理サーベイシステム(Ni-QCS)立ち上げ

中期経営計画

営業拠点の廃止、SOHO化

微生物培養、抗体生産、管理血清製造等で 培った技術力

チャレンジ

再生医療分野、遺伝子検査、 各種分析受託検査等への進出

■(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資額は2億6百万円で、システム関連投資等を行いました。

■(4)資金調達の状況

該当事項はありません。

■(5) 財産および損益の状況の推移(連結)

区:	分	第 87 期 (2018年度)	第 88 期 (2019年度)	第 89 期 (2020年度)	第 90 期 (2021年度)
売上高	(百万円)	12,549	12,773	11,971	16,657
営業利益	(百万円)	1,312	1,144	804	1,564
経常利益	(百万円)	1,385	991	956	1,593
親会社株主に帰 当期純利益	属する (百万円)	784	401	656	1,146
1株当たり当期	純利益 (円)	35.05	17.95	29.30	51.20
総資産	(百万円)	35,901	35,203	35,801	36,924
純資産	(百万円)	32,827	32,176	32,472	32,605

⁽注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を適用しており、第89期の財産および損益の 状況については、当該会計基準等を遡及適用した後の数値を記載しております。

■(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

日本水産株式会社は、当社の議決権の56.0%(間接所有を含む)を所有する親会社であり、当社は同社からの商品の仕入れ、ならびに同社への製品および商品の販売を行っております。

また、同社のグループ金融制度に参加しております。

②親会社との間の取引に関する事項

- ・製品および商品の販売については、市場価格等を勘案し価格交渉のうえ、一般の取引条件と同様に決定しております。
- ・商品の仕入れについては、市場価格等を勘案し価格交渉のうえ、一般の取引条件と同様に決定しております。
- ・グループ金融制度については、当社、日本水産株式会社の間で基本契約を締結し、利息については市場金利を勘案し決 定しております。
- ・当社取締役会は、これらの取引が当社の社内規程に基づき親会社から独立して最終的な意思決定を行っていることから、当社の利益を害するものではないと判断しております。

③重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
Nissui Pharma Solution	1,810千ユーロ	100%	欧州における再生医療分野製品・サービスの展開

■ (7) 主要な事業所および工場等(連結)

2022年3月31日現在

事業所名	所在地
当社本社	東京都台東区上野三丁目24番6号
工場	診断薬工場(茨城県結城市)、原薬工場(埼玉県久喜市)
研究所	茨城県結城市
物流センター	茨城県結城市
子会社本社	Nissui Pharma Solution:フランス共和国 パリ

■ (8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

①当社グループの従業員の状況

区 分	従業員数	平均年齢
男性	188名	46.0歳
女性	51名	38.5歳
合計または平均	239名	44.4歳

⁽注) 上記のほか、臨時雇用員42名がおります。

②女性の活躍推進に関する状況 (ご参考)

女性管理職比率	11.2%
過去3年間の新卒採用に占める女性の割合	50.0%

■ (9) 主要な借入先

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

■(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 44,000,000株
- ② **発行済株式の総数** 22,547,140株 (自己株式152,884株を控除済み)
- ③ 株主数

10,392名

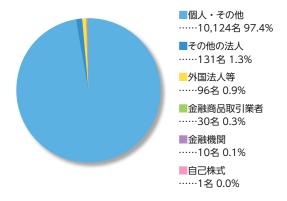
④ 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
日本水産株式会社	12,106,202	54.1
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	918,400	4.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託□)	631,800	2.8
日水物流株式会社	273,053	1.2
日水製薬みのり持株会	207,754	0.9
日水製薬役員持株会	124,780	0.6
損害保険ジャパン株式会社	99,800	0.4
三菱UFJモルガン・スタンレ 一証券株式会社	95,300	0.4
ニチモウ株式会社	80,525	0.4
石井剛文	75,900	0.3

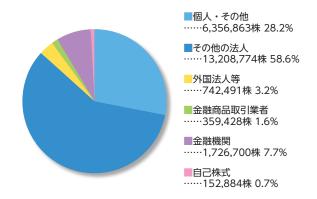
(注) 当社は自己株式を152,884株 (0.7%) 保有しておりますが、 上記大株主から除いております。また、上記大株主の持株比率 は当該自己株式を控除し算出しております。

■(2) 株式の分布状況

〔所有者別分布状況〕



〔所有株式数別分布状況〕



会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会社役員に関する事項

■(1) 取締役および監査役の氏名等

2022年3月31日現在

		2022 37 31 391
氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
小野徳哉	代表取締役(社長執行役員)	一般社団法人 日本臨床検査薬協会 会長
斎 藤 伸	取 締 役 (執行役員 子会社担当兼営業本部長)	
山下伸也	取締役	日本水産株式会社 取締役執行役員 ファインケミカル事業執行委嘱、R&D部門管掌
柴 崎 栄 一	取 締 役	弁護士
加藤和則	取 締 役	東洋大学 理工学部 教授
米 倉 淳一郎	取締役	株式会社コーポレイトディレクション Executive Consultant, Group Board Member 国立大学法人東京医科歯科大学 オープンイノベーション機構 クリエイティブアソシエイト
土岐和平	監 査 役 (常勤)	
田山毅	監 査 役	公認会計士、税理士 株式会社免疫生物研究所 社外監査役
三 坂 成 隆	監 査 役	

- (注) 1. 取締役 山下伸也氏は、非業務執行取締役です。
 - 2. 取締役 柴崎栄一氏、加藤和則氏および米倉淳一郎氏は、社外取締役です。 3. 監査役 田山 毅氏および三坂成隆氏は、社外監査役です。

 - 4. 監査役 田山 毅氏は、公認会計士および税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。 5. 当事業年度中に退任した取締役および監査役は次のとおりです。
 - 関口洋一 2021年6月22日 任期満了により退任 取締役
 - 監査役 斎藤 仁 2021年6月22日 任期満了により退任 6. 取締役 柴崎栄一氏、加藤和則氏および米倉淳一郎氏ならびに監査役 田山 毅氏および三坂成隆氏につきましては、東京証券取引所の定め に基づく独立役員として届け出ております。

■(2)責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および非業務執行取締役ならびに監査役全員と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、その内容の概要は、当該役員が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、法令が定める額を限度として損害賠償責任を負い、その責任限度が認められるのは、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られるとするものです。

■ (3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項(ご参考)

当社の取締役および監査役は、当社の親会社である日本水産株式会社が保険会社と締結した、同社および同社子会社の取締役、監査役、執行役員、会計監査人、重要な使用人を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約の被保険者です。当該保険契約においては、被保険者が職務の執行に関し負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟および会社訴訟において発生する損害賠償金および訴訟費用等の損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます)の損害を填補することとしております。

■(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下「決定方針」という。)を指名・報酬委員会(委員長 柴崎栄一氏)による答申に基づき当社取締役会決議にて定めており、その概要は以下のとおりです。

また、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬委員会が原案について検討を行っており、当社取締役会も下記方針に基づき決定されているものと判断しております。なお、非金銭報酬等は導入しておりません。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて外部機関の客観的な評価データおよび同業他社の評価データを参考にしながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。

業績連動報酬等は、役員別基準額に目標指標に対する達成度に基づく係数を乗じた額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。業績指標と業績指標に対する割合は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ取締役会で見直しを行うものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会(5の委任を受けた代表取締役社長)は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の賞与の額(業績連動報酬)とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員区分	株主総会決議日	役員報酬に関する決議の概要	決議日時点の 役員の員数 (人)
取締役 (うち社外取締役)	2009年6月24日	年額3億円以内(うち社外取締役分は50百万円以内)とする	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	2007年6月26日	年額1億円以内とする	4 (2)

③取締役および監査役の報酬等の総額等

	報酬等の総額	報酬等	の種類別の総額(百	万円)	対象となる
役員区分	(百万円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	役員の員数 (人)
取締役 (うち社外取締役)	154 (36)	113 (36)	40 (-)	-	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	27 (12)	27 (12)	-	-	4 (3)

- (注) 1.取締役の報酬等の総額および業績連動報酬等には当事業年度に係る取締役賞与引当金27百万円を含んでおります。
 - 2.当事業年度末現在の取締役は6名(うち社外取締役は3名)、監査役は3名(うち社外監査役は2名)です。上記役員の員数と相違しておりますのは、2021年6月22日開催の第89期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および社外監査役1名が含まれているためです。
 - 3.当事業年度の業績連動報酬等は、単年度の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促すインセンティブとして、連結売上高および営業利益を業績指標とし、当該業績指標の目標達成度に応じて支払われる金銭報酬です。なお、各事業年度における業績指標の実績はページの「財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
 - 4.取締役の個人別の報酬等(基本報酬および業績連動報酬等)は、代表取締役社長執行役員 小野徳哉氏が取締役会より委任を受けて決定 しております。
 - 5.前項の権限を委任した理由は、各取締役の各種評価指標に対する評価、会社業績などを総合的に勘案し決定できると判断したためです。 取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得る等の措置を講じて おり、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬等の額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判 断しております。

■ (5) 社外役員等に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役 加藤和則氏は、東洋大学 理工学部の教授です。なお、同大学と当社との間には特別な関係はありません。

取締役 米倉淳一郎氏は、株式会社コーポレイトディレクションのExecutive Consultant, Group Board Memberおよび国立大学法人東京医科歯科大学オープンイノベーション機構のクリエイティブアソシエイトです。なお、同社および同機構と当社との間には特別な関係はありません。

監査役 田山 毅氏は、株式会社免疫生物研究所の社外監査役です。なお、同社と当社との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における社外取締役の主な活動状況

氏 名	取締役会の 出席状況	指名・報酬委員会の 出席状況	主な活動
柴崎 栄一	100% (16回中16回)	100% (10回中10回)	・M&Aにおける法的視点からの助言 ・企業内ガバナンスに関する助言 ・取引における担保の確保に関する助言 ・取引における法令遵守に関する助言 ・指名・報酬委員会 委員長
加藤 和則	100% (16回中16回)	100% (10回中10回)	・研究開発に関する助言、情報提供 ・「NeyeS」会議への参加 ・取締役の報酬に係る評価マトリックスの 決定等についての助言
米倉 淳一郎	100% (16回中16回)	100% (10回中10回)	・他社提携方針およびスキーム決定に係る助言 ・取締役の報酬に係る評価マトリックスの 決定等についての助言

取締役 柴崎栄一氏は、主に弁護士として得た専門的見地から発言を行っております。当事業年度においては、M&Aにおける法的視点からの助言や企業内ガバナンスに関する助言、取引に関する担保の確保についての助言、取引における法令遵守に関する助言などを行うとともに、指名・報酬委員会の委員長を務めました。

取締役 加藤和則氏は、長年にわたる大学や研究機関での研究の経験、見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。当事業年度においては、再生医療等製品や検査薬製品に関する基礎研究および実用化研究に関する大学・研究機関・企業などの情報提供を行い、共同研究や導入製品開発などの助言、新型コロナウイルスに対する検査試薬の研究開発、競合製品、市場ニーズなどに関して国内外の情報提供や助言を行いました。また、前事業年度に引き続き、これまでの産学連携の共同開発研究の経験を生かして、オープンイノベーション戦略においては、日水製薬オープンイノベーションプログラム「NeveS」会議に参加し、新たなシーズ探索や実用化開発について助言を行いました。

取締役 米倉淳一郎氏は、経営コンサルタントとしての経験、見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。当事業年度においては、取締役会における各種の決議事項についての経営戦略に係る知見に基づく助言、他社提携に係る方針およびスキームの決定についての専門的な知見に基づく助言、指名・報酬委員会における取締役の指名および報酬の決定方針の決定について他社事例の知見等に基づく助言などを行いました。

上記の社外取締役および非業務執行取締役 山下伸也氏の4名は、指名・報酬委員会(委員長 柴崎栄一氏)を10回開催し、取締役等の指名および報酬の決定方針に係る答申を取締役会に対し行うため、意見交換・情報共有に基づく積極的な討議を行っております。当事業年度においては、主に取締役の報酬に係る評価マトリックスの決定、取締役のスキルマトリックスの検討、人事制度の再構築等について、情報収集ならびに協議を行いました。

③当事業年度における社外監査役の主な活動状況

氏 名	 取締役会の 出席状況	監査役会の 出席状況	 主な活動
田山 毅	100%	100%	公認会計士、税理士として得た専門的見地
	(16回中16回)	(21回中21回)	から発言
三坂 成隆	100%	93.8%	長年にわたり臨床診断薬業界において培っ
	(在任中開催の12回中12回)	(在任中開催の16回中15回)	た経営者としての経験と見識をもって発言

監査役 田山 毅氏は、主に公認会計士、税理士として得た専門的見地から発言を行っております。

監査役 三坂成隆氏は、長年にわたり臨床診断薬業界において培った経営者としての経験と見識をもって発言を行っております。

5 会計監査人の状況

■(1)会計監査人の名称

EY新日本有限責任監查法人

■(2)報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等

31百万円

②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

31百万円

(注) 当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも 区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

■(3)会計監査人の報酬等について監査役会の同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、前事業年度の監査計画・監査の遂行状況、当該事業年度の報酬見積りの相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準と判断し、同意いたしました。

■(4) 非監査業務の内容

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)については、当期において該当事項はありません。

■(5)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、監査能力、職務執行の状況などを勘案し、継続して職務を執行することについて重大な疑義が生じた場合、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に付議する方針です。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められたときは、監査役会が会計監査人を解任する方針です。

■(6)会計監査人の評価基準

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が2017年10月13日改定した「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、7分類(監査法人の品質管理、監査チーム、監査報酬、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係、グループ監査、不正リスク)の関連する事項についてEY新日本有限責任監査法人に実施報告を求め評価しております。

また、2021年7月付けで公表された金融庁公認会計士・監査審査会の検査結果の報告等を活用して評価しております。

■ (7) 会計監査人の再任理由

当社は現任の会計監査人から適時に監査品質に関する報告を求めるとともに、監査法人のガバナンス・コードへの対応状況についても評価し計画通りに進んでいると判断したため、第91期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の事業年度における当社の会計監査人は現任を再任することにいたしました。

■ (8) 責任限定契約の内容の概要

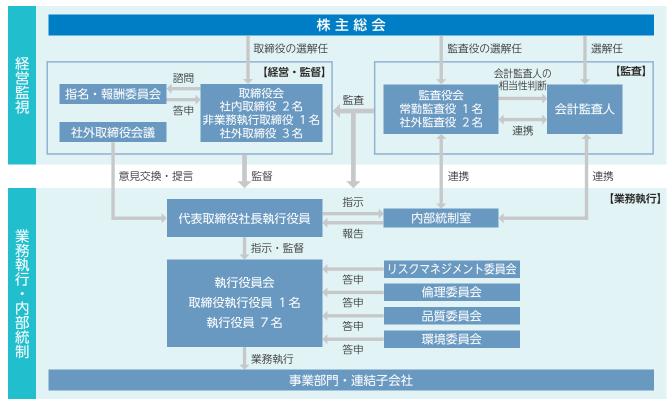
該当事項はありません。

6 コーポレート・ガバナンス体制について

当社グループは、企業価値の向上を目指し、業務を適正かつ効率的に行うとともに、適法で透明性の高い経営を実現するための体制を整備し、必要な施策を実施していくことが重要と考えております。そのため、役職員の職務執行が法令または定款等に違反しないための法令遵守体制、会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、それぞれの整備、維持に努めております。

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりです。

2022年3月31日現在



7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業の持続的成長を目指すとともに、収益力向上による株主の皆さまへの利益還元を、企業経営の重要な使命と認識しております。そのため利益配分にあたっては、必要となる先行投資を見据えた上で株主の皆さまへ利益還元することといたしました。

つきましては、当社の配当方針と現下の経営状況を鑑み、1株当り15円00銭(年間で40円00銭、配当性向78.1%)の期末配当を実施させていただきます。

■期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき15円00銭

総額 335.913.840円

③剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月7日

連結計算書類

連結貸借対照表

科目	当連結会計年度末 2022年3月31日現在
資産の部	
流動資産	31,948
現金及び預金	4,807
受取手形及び売掛金	4,554
有価証券	28
商品及び製品	1,313
仕掛品	281
原材料及び貯蔵品	850
関係会社預け金	19,990
その他	123
貸倒引当金	△0
固定資産	4,975
有形固定資産	3,207
建物及び構築物	645
機械装置及び運搬具	253
土地	2,118
リース資産	103
建設仮勘定	13
その他	72
無形固定資産	114
ソフトウエア	92
ソフトウエア仮勘定	15
その他	5
投資その他の資産	1,653
投資有価証券	1,308
繰延税金資産	125
その他	219
貸倒引当金	△0
資産合計	36,924

	2022年3月31日現住
負債の部	
流動負債	3,853
買掛金	2,469
リース債務	23
未払法人税等	469
未払消費税等	107
契約負債	32
賞与引当金	363
役員賞与引当金	27
その他	360
固定負債	465
退職給付に係る負債	1
リース債務	90
預り保証金	372
負債合計	4,318
純資産の部	
株主資本	32,462
資本金	4,449
資本剰余金	5,378
利益剰余金	22,735
自己株式	△100
その他の包括利益累計額	142
その他有価証券評価差額金	133
為替換算調整勘定	9
純資産合計	32,605
負債及び純資産合計	36,924

科

 \blacksquare

[単位:百万円]

当連結会計年度末

2022年3月31日現在

[※]記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

[単位:百万円]

	[単位:百万円]
	当連結会計年度 2021年 4月 1日から 2022年 3月31日まで
売上高	16,657
売上原価	11,399
売上総利益	5,258
販売費及び一般管理費	3,694
営業利益	1,564
営業外収益	149
受取利息及び配当金	93
投資有価証券売却益	23
業務受託料	17
その他	15
営業外費用	120
支払利息	0
持分法による投資損失	116
投資有価証券売却損	0
デリバティブ評価損	1
為替差損	0
経常利益	1,593
特別利益	58
持分変動利益	58
特別損失	1
固定資産処分損	1
税金等調整前当期純利益	1,649
法人税、住民税及び事業税	555
法人税等調整額	△52
当期純利益	1,146
非支配株主に帰属する当期純利益	1146
親会社株主に帰属する当期純利益	1,146

[※]記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

科目	当事業年度末 2022年3月31日現在
資産の部	
流動資産	31,740
現金及び預金	4,584
受取手形	21
売掛金	4,578
有価証券	28
商品及び製品	1,289
仕掛品	281
原材料及び貯蔵品	850
前払費用	70
関係会社預け金	19,990
未収入金	8
未収収益	22
リース投資資産 その他	2 32 2
その他 貸倒引当金	2
	∠∪ F 163
固定資産 有形固定資産	5,163 3,207
有形回足貝性 建物	3,207 641
建物 構築物	4
機械装置	253
車両運搬具	233
工具器具備品	72
土地	2,118
リース資産	103
建設仮勘定	13
無形固定資産	114
ソフトウエア	92
ソフトウエア ソフトウエア仮勘定	15
その他	5
投資その他の資産	1,842
投資有価証券	1,124
関係会社株式	353
長期貸付金	2/
保証預け金二	165
長期前払費用	1
リース投資資産	44
繰延税金資産	118
その他	6
貸倒引当金	<u>△0</u>
資産合計	36,904

流動負債	3,824
買掛金	2,469
リース債務	23
未払金	30
未払法人税等	469
未払消費税等	107
未払費用	280
預り金	19
契約負債	32
賞与引当金	363
役員賞与引当金	27
固定負債	465
退職給付引当金	1
リース債務	90
預り保証金	372
負債合計	4,289
純資産の部	
株主資本	32,484
資本金	4,449
資本金 資本剰余金	4,449 5,378
資本金	4,449
資本金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金	4,449 5,378 5,376 2
資本金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金	4,449 5,378 5,376 2 22,757
資本金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金	4,449 5,378 5,376 2 22,757 304
資本金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金	4,449 5,378 5,376 2 22,757
資本金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 別途積立金	4,449 5,378 5,376 2 22,757 304 22,453 11,830
資本金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 別途積立金 繰越利益剰余金	4,449 5,378 5,376 2 22,757 304 22,453 11,830 10,623
資本金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益利金準備金 その他利益剰余金 別途積立金 繰越利益剰余金 自己株式	4,449 5,378 5,376 2 22,757 304 22,453 11,830 10,623 △100
資本金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 別途積立金 繰越利益剰余金	4,449 5,378 5,376 2 22,757 304 22,453 11,830 10,623
資本金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益利金準備金 その他利益剰余金 別途積立金 繰越利益剰余金 自己株式	4,449 5,378 5,376 2 22,757 304 22,453 11,830 10,623 △100
資本金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益率備金 その他利益剰余金 別途積立金 繰越利益剰余金 自己株式 評価・換算差額等	4,449 5,378 5,376 2 22,757 304 22,453 11,830 10,623 △100 130

科

負債の部

 \blacksquare

[単位:百万円]

当事業年度末

2022年3月31日現在

[※]記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

快皿可 另 首	「単位:百万円」
	当事業年度
	2021年 4月 1日から
<u> </u>	2022年 3月31日まで 16,703
売上原価	11,422
売上総利益	5,281
販売費及び一般管理費	3,647
営業利益	1,633
営業外収益	149
受取利息及び配当金	93
投資有価証券売却益	23
業務受託料	17
その他	15
営業外費用	3
支払利息	0
投資有価証券売却損	0
デリバティブ評価損	1
為替差損	0
経常利益	1,779
特別損失	85
固定資産処分損	1
関係会社株式評価損	83
税引前当期純利益	1,694
	555
法人税等調整額	
当期純利益	1,184
	1,104

[※]記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監查報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

日水製薬株式会社取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士永澤宏一 指定有限責任社員 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小宮 正俊

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日水製薬株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。 当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日水製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示してい

るものと認める。 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の 責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施 する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際 して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記 事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業 の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に 関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実 性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続で きなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかととも に、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示 しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査 人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を 含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

日水製薬株式会社取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 永澤 宏一

指定有限責任社員 公認会計士 小宮 正俊業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日水製薬株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第90 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の 責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従っ て、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分 かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して 意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等 又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他 の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査ではいいには、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施 する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記 事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかととも に、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示して いるかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針及び計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び計画、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。 また、子会社については、子会社の代表取締役や当社の子会社担当取締役と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、その職務の執行状況並びに事業について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行 状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するため の体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従っ て整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

- 2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 - 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人FY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

日水製薬株式会社 監査役会

 常勤監査役
 土 岐 和 平

 社外監査役
 田 山 毅

田山毅即三坂成隆即

社外監査役 三坂成隆

以上

(EI)

メモ	

メモ	

株主総会会場ご案内図

株主総会当日のお土産はございません。何とぞご了承ください。

会 場

東京都中央区日本橋一丁目3番13号 東京建物日本橋ビル

コングレスクエア日本橋 2階 コンベンションホールAB

TEL: 03-3275-2090



グーグルマップ



新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆さまにおかれましては、可能な限り、書面による議決権行使をお願い申しあげます。

交通のご案内

- 東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線「日本橋」駅 B9出口直結
- ② 東京メトロ半蔵門線「三越前」駅 B5出口より徒歩3分
- ③ JR線「東京」駅 日本橋口より徒歩5分
- ◆ JR線「東京」駅 八重洲中央口より徒歩10分

株主メモ

事 業 年 度	4月1日から翌年3月31日
定時株主総会	事業年度終了後から3ヵ月以内
定時株主総会基準日	3月31日
期末配当基準日	3月31日
中間配当基準日	9月30日
単元株式数	100株
公 告 方 法	電子公告(URL https://www.nissui-pharm.co.jp) ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
お取扱窓口・・・・・・・証券会社等に口座をお持ちの場合、住所変更や買取請求等株主様の各種お手続きは、原則として口座を開設されている証券会社等経由で行っていただくこととなりますので、ご利用の証券会社等へご連絡をお願いいたします。 証券会社等に口座をお持ちでない場合(特別口座の場合)、下記のお取扱店にてお取次ぎいたします。 なお、支払明細の発行に関するお手続きにつきましては、三井住友信託銀行の下記連絡先にお問合せください。	
お問合せ先	… 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行 証券代行部 フリーダイヤル 0120-782-031(土・日・祝日を除く9:00~17:00)
お取扱店	… 三井住友信託銀行 本店および全国各支店
未払配当金のお支払い…	… 三井住友信託銀行 本店および全国各支店

●単元未満株式の買増しのご案内

当社は単元未満株式の買増制度を採用しておりますので、単元未満株式をご所有の株主さまは1単元(100株)となるまでお買い増しいただくことができます。買増しのお手続きについては、口座をお持ちの証券会社(特別口座の場合は三井住友信託銀行株式会社)にお問い合わせください。



日水製薬株式会社

お問合せ先 〒110-8736 東京都台東区上野三丁目24番6号

TEL: 03(5846)5611(代表) FAX: 03(5846)5619

URL: https://www.nissui-pharm.co.jp

FONT 見やすいユニバーサルデザイン フォントを採用しています。





株主優待制度は廃止いたしました。 優待品および優待のご案内は同封し ておりません。